

議案第42号

橋梁建設工事の請負契約の変更について

橋梁建設工事について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大口町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 橋梁建設工事 |
| 2 契約金額 | 変更金額 金4,265,800円
変更前 金58,884,100円
変更後 金63,149,900円 |
| 3 契約の相手方 | 愛知県丹羽郡大口町さつきヶ丘二丁目238番地
丸周建設株式会社
代表取締役 近藤 義則 |

令和6年6月3日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、（仮）狭間橋の橋梁建設工事の契約金額を変更する必要があるからである。

変 更 設 計 内 訳 書

(単位：円)

	当 初	第 1 回変更	今回変更
工事価格	(B) 49,089,000 円	(B1) 53,849,000 円	(B2) 57,749,000 円
消費税相当額	(C) 4,908,900 円	(C1) 5,384,900 円	(C2) 5,774,900 円
設計金額	(A) 53,997,900 円	(A1) 59,233,900 円	(A2) 63,523,900 円
税抜契約金額	(E) 48,800,000 円	(E1) 53,531,000 円	(E2) 57,409,000 円
消費税相当額	(F) 4,880,000 円	(F1) 5,353,100 円	(F2) 5,740,900 円
契約金額	(D) 53,680,000 円	(D1) 58,884,100 円	(D2) 63,149,900 円

$$\begin{aligned}
 E2 &= B2 \times E / B \\
 &= 57,749,000 \times 48,800,000 / 49,089,000 \\
 &\rightarrow 57,409,000 \\
 F2 &= E2 \times 0.10 \\
 &= 57,409,000 \times 0.10 \\
 &= 63,149,900
 \end{aligned}$$

- 1 E2の段階で千円未満切捨て
- 2 消費税相当額は、円未満切捨て

○変更の理由

- ・周辺事業所と調整のうえ設置した仮設歩道橋を、工事の完了に伴い撤去する。
- ・カルバート内壁側の埋め戻しについて、当初残土を使用する予定としていたが、現場状況より転圧が困難なため、コンクリート打設による間詰に変更する。
- ・現状にあわせて、各種数量を変更する。